

議案第54号

令和2年度宝塚市一般会計補正予算（第3号）

資料1（50）-2 指定管理者損失補償金について（市立宝塚園芸振興センター）

宝塚市立宝塚園芸振興センターの管理に関する  
基本協定書

（抜粋）

宝塚市立宝塚園芸振興センターの管理に関する基本協定書（抜粋）

宝塚市（以下「甲」という。）と宝塚山本ガーデン・クリエイティブ株式会社（以下「乙」という。）は、宝塚市立宝塚園芸振興センター条例施行規則（平成17年宝塚市規則第55号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、宝塚市立宝塚園芸振興センター（以下「園芸振興センター」という。）の管理に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、宝塚市立宝塚園芸振興センター条例（平成17年条例第48号。以下「条例」という。）第19条に定める指定管理者が行う業務を円滑に実施し、園芸振興センターを適正に管理するために必要な事項を定めることを目的とする。

（中略）

（業務の内容）

第5条 乙は、別紙の業務仕様書及び第8条に定める事業計画書に基づき、業務を行わなければならない。

---

宝塚市立宝塚園芸振興センター指定管理者が行う業務仕様書（抜粋）

第7 リスクの分担等

園芸振興センターの管理運営に関する基本的なリスク分担の方針は別表2のとおりとし、指定管理者は、これらに基づく自らのリスクに対して、適切な範囲で保険等に加入するなど措置を講じること。なお、火災保険については宝塚市が加入する。

---

《別表 2》 リスクの分担方針（抜粋）

項目	内容	宝塚市	指定管理者
政治、行政的な理由による事業変更	政治、行政的な理由から施設の管理運営の継続に支障が生じた場合、または業務内容の変更を余儀なくされた場合の経費及びその後の維持管理経費における当該事情による経費増加分の負担	○	